

## 盛岡市いじめ再調査委員会の調査結果を踏まえた対応について

盛岡市教育委員会

### I 盛岡市いじめ再調査委員会の調査結果について

平成 29 年度に盛岡市立学校で発生し、その後いじめ重大事態となった事案について、この度盛岡市いじめ再調査委員会が報告した調査結果は、大変に詳細かつ緻密な事実確認等を行った上でまとめられたものと認識している。

再発防止に向けた提言は、学校や教育委員会、調査委員会の各々について具体的な指摘となっており、盛岡市教育委員会は、これらの内容を真摯に受け止め、対応策を講じ、今後のいじめへの対応に確実に生かしていかなければならない。

### II 具体的な取組

#### 1 学校に対する提言

##### (1) 学校による自校の取組の点検

市基本方針で学校に義務付けている、「学校いじめ防止基本方針の策定」及び「学校におけるいじめ防止等のための組織の設置」について、これらが確実に機能するよう求める提言を踏まえ、次のとおり取り組む。

ア 学校は、市基本方針における学校が実施すべき施策について、教職員の理解の徹底を図り、これを確実に実行する。

イ 学校は、市教委が作成する「学校取組チェックシート」により、校内体制の点検を早急に実施し（令和 6 年 5～6 月）、点検結果をもとに自校の取組について必要な改善を図る。

#### 2 盛岡市教育委員会に対する提言

##### (1) 市教委対策チームとしての学校支援

ア 市教委内に、指導主事や、教育相談員、専門家（臨床心理）、スクールロイヤーがチームとして各学校のいじめに対応する体制を構築し、令和 6 年 4 月から始動する（図 1）。

イ 対策チームの指導主事は、6 月末までに担当校を訪問し、各学校のいじめへの対応状況や学校いじめ防止対策組織が機能しているか状況を把握する。

ウ 対策チームは、定期的又は臨時に会議を開催する。会議では、各学校の状況を共有し、支援が必要と認められる場合には、支援方針を決定し学校支援に当たる。

エ 対策チームは、必要に応じて、専門家（臨床心理）やスクールロイヤーの助言を受けて対応する。

オ 対策チームは、指導主事の研鑽のため、いじめ対策に関する研修を定期的に行う。このうち年に1度は、岩手県教育委員会のスクールソーシャルワーカーや指導主事、外部の専門家を講師とする研修を実施する。

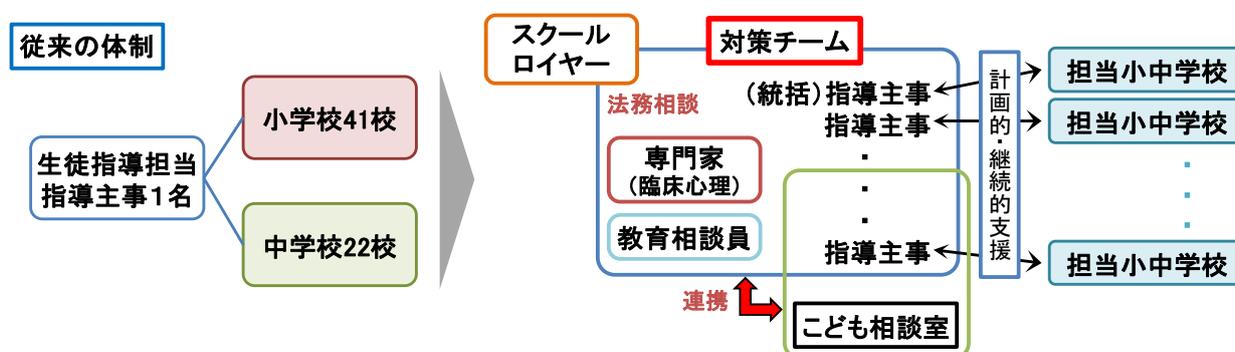


図1 従来の体制と対策チームの比較

## (2) 市教委による各学校のいじめ対策に係る状況把握

ア 令和6年5月から6月までに、各学校のいじめ対策に係る状況を調査し、その結果を踏まえ、2学期からのいじめ対策に向けた指示を発出する。

イ いじめ状況の報告様式（個票）（以下「個票」という。）や調査方法については、十分な実態把握が可能となるよう見直しを検討する。

ウ 報告の対象となる児童が進学する際、個票が進学先の学校に引き継がれ活用できる仕組みを検討する。

エ 市教委が各学校で児童生徒及び保護者を対象に実施する「いじめアンケート」（令和6年11月実施予定）に、学校におけるいじめ防止等のための組織や活動内容等の認知度を把握する調査項目を加え、今後の取組に反映させる。

## (3) いじめ重大事態の調査主体を選定する体制整備

いじめ重大事態の調査主体については、児童等の生命、心身等に重大な被害が生じた事案（いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に係るもの）については教育委員会が、児童等が相当の期間学校を欠席する事案（同項第2号に係るもの）については学校が調査主体となることが原則とされているが、学校の調査では十分な結果が得られないと判断される場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合等を勘案した上で、市教委が適切な調査主体を判断し選定する。

#### (4) 「盛岡市いじめ防止等のための基本的な方針」の見直し

- ア 提言では、学校のいじめへの対応について、保護者との連携や生徒間の人間関係の把握、いじめ調査及び対処等の指摘があり、これらについては、今後、学校取組チェックシートや個票の他、本方針の見直しの中で対応を検討する。
- イ 見直しにあたっては、市長部局と連携して取り組む。

#### (5) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び教員の人員体制に係る検討

- ア スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーは、岩手県教育委員会による配置となっていることから、市教委は、増員等について県に要望するとともに市としての確保策についても検討する。
- イ 教員の体制については、各学校の状況に応じて、国や県の加配による教員等を配置しており、引き続き、必要な加配教員の配置について県に要望するとともに、市独自の補助スタッフ（スクールアシスタント等）についても増員を検討する。

### 3 調査委員会に対する提言

#### (1) 委員等の委嘱に係る検討

- ア いじめの事案調査にあたっては、調査委員会の委員の当事者との利害関係や、事案関係者の保護者の職種や団体等配慮する必要があることから、委嘱に係る事務の取り扱いについて検討する。
- イ その他調査委員会の調査方法等に対する提言については、当該調査委員会において共有し、検討する。